Щ

(趣旨)

山口県条例第九十三号

山口県公立大学法人評価委員会条例

口

平成十七年十月十一日

平成17年 10月11日 (火曜日)

2.5
200
423
#M # 1
MaxA
53.32
992
200
24 N S
2000
2017日第
到7年第
14202501020

山口県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。	
---------------------------	--

県 知 事 井 関 成

Щ

第一条 この条例は、地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第十一条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方独立行政 法人評価委員会として設置された山口県公立大学法人評価委員会 (以下「委員会」という。) の組織及び委員その他委員会について必要な事

項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

目

次

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例…………

五 应

山口県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例…………… 山口県公立大学法人評価委員会条例……………

山口県立大学条例を廃止する条例………………

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例………………

(会議)

4 臨時委員は、 知事が任命する。

3

委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(任期)

2

委員は、再任されることができる。

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 2

第四条 委員会に、委員長を置き、 委員の互選によってこれを定める。

- 委員長は、会務を総理し、 委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 委員長があらかじめ指名する委員が、 その職務を代理する。
- 第五条 委員会の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

- 3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、 開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

Щ

第六条 委員会の庶務は、 総務部において処理する。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

山口県市町合併推進審議会条例をここに公布する。

第五条

(組織)

平成十七年十月十一日

山口県条例第九十四号

Щ 県 知 事

井

関

成

山口県市町合併推進審議会条例

(趣旨)

第一条この条例は、 る合議制の機関として設置された山口県市町合併推進審議会 (以下「審議会」という。) の組織及び運営について必要な事項を定めるものと 市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第六十条第三項の規定に基づき、 同条第一項に規定す

する。

(任期)

2

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2

口

第三条

委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

(会長)

Щ

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、 審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、 会長があらかじめ指名する委員が、 その職務を代理する。

(会議)

審議会の会議(以下「会議」という。)

Ιţ

会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、 出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、 地域振興部において処理する。

(その他)

第七条。この条例に定めるもののほか、 審議会の運営について必要な事項は、 会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2

(この条例の失効)

この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

山口県国民健康保険調整交付金交付条例をここに公布する

平成十七年十月十一日

知 事 井 関

Щ П 県

成

山口県国民健康保険調整交付金交付条例

Щ

(趣旨)

山口県条例第九十五号

整交付金(以下「調整交付金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

第一条 この条例は、国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。) 第七十二条の二第一項の規定による都道府県調

(調整交付金の種類等)

第二条 調整交付金は、 普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

2 担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第四条の二第一項第一号に掲げる事項を勘案し 普通調整交付金は、 市町に対し、その交付額が国民健康保険の財政の安定化を図る観点から適切なものとなるよう、国民健康保険の国庫負

て規則で定めるところにより交付する。

- 4 普通調整交付金の総額は、 法第七十二条の二第二項の規定による調整交付金の総額の七分の六に相当する額とする。
- 5 特別調整交付金の総額は、 法第七十二条の二第二項の規定による調整交付金の総額の七分の一に相当する額とする。
- 6 額に加算し、同項の規定により各市町に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、特別調整交付金の総額を減額してこ 普通調整交付金の総額が、 第二項の規定により各市町に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、 その超過額は、 特別調整交付金の総

れに充てるものとする。

(規則への委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 規則で定める。

附 則

1

(施行期日等)

2

この条例は、 公布の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用する。

経過措置)

平成十八年三月十九日までの間における第二条の規定の適用については、

同条第二項及び第三項中「市町」とあるのは「市町村」

Ļ

同条

3 第六項中「各市町」とあるのは「各市町村」とする。 平成十七年度における普通調整交付金の総額は、第二条第四項の規定にかかわらず、 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険

法等の一部を改正する法律 (平成十七年法律第二十五号。 以下「改正法」という。) 附則第三条第五項に規定する調整交付金の総額の五分の

四に相当する額とする。

4 の五分の一に相当する額とする。 平成十七年度における特別調整交付金の総額は、 第二条第五項の規定にかかわらず、 改正法附則第三条第五項に規定する調整交付金の総額

山口県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

五

山口県条例第九十七号

貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和六十年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

第二条第二号中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

山口県条例第九十六号

山口県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

山口県交通安全対策会議条例(昭和四十五年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

則

この条例は、 公布の日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

Щ 県 知 事 井

関

成

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

Щ

県

知

事

井

関

成

平成十七年十月十一日

山口県条例第九十八号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

六

Щ

П

県

知 事

井

関

成

Щ

別表第一の10の表二の項中「二千百円」を「二千円」に、

	別表第二の三の項	警備業法の一部を改 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	資格者証の再交付機械警備業務管理者	一資格者証の再交付機械警備業務管理者	施育に関する講習の実	者資格者証の再交付警備員指導教育責任	者資格者証の再交付 警備員指導教育責任	
	別表第二の三の項を次のように改める。	です。 十改	者	者———	実教	<u> </u>	<u> </u>	一人につき
検定	3°	一件につき	一件につき	一件につき	一人につき	一件につき	一件につき	三万七千円
								千円」を「
一 件 に つ き		四千七百円に改	千八百円	千九百円 を	五円円	千八百円	千九百円 を	一人
一万六千円		に改める。						一時間につき
								千二百円」に、

号	外	54)

一 づの百七(警 く規十年昭和 事定七法和業 務に号律四業 基)第十法

善類料

運搬警備に係る検定核燃料物質等危険物

る検定
大規模雑踏警備に係

係る検定重要交通誘導警備に

件につき 件につき

一万四千円

万三千円

万六千円

万六千円

件につき

件につき

万円

件につき

書の交付警備員検定合格証明

に係る検定重要貴重品運搬警備

二千二百円

件につき

件につき

書の再交付警備員検定合格証明

書の書換え合格証明

二千円

附 則

この条例は、 平成十七年十一月二十一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

Ш

平成十七年十月十一日

山口県条例第九十九号

Щ 県 知

事

井

関

成

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例(昭和三十九年山口県条例第五十一号) の一部を次のように改正する。

別表山口県立柳井商業高等学校の項の次に次のように加える。

八

山口県立大学条例 (昭和四十九年山口県条例第五十二号) は、

廃止する。

山口県立大学条例を廃止する条例

山口県条例第百号

2

1

(施行期日)

附

則

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条第一号中「学長、校長、教授、助教授」を「校長」に改め、「、

助手」を削る。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

別表山口県立徳山商業高等学校の項の次に次のように加える。 Ш \Box 県 立 柳 井 商 工 高 等 学 校 柳 井 市

Ш \Box 県 立 徳 Ш 商 工 高 等学校 周

市

南

別表山口県立萩商業高等学校の項の次に次のように加える。

高 等 学 校 萩

市

Ш

 \Box

県

立

萩

商

工

山口県立大学条例を廃止する条例をここに公布する。

この条例は、

平成十七年十一月一日から施行する。

附

則

平成十七年十月十一日

Щ П 県 知 事

井

関

成

九

第五条第一項第三号八を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十二条第一項中「一に」を「いずれかに」 ľ 「任命権者」 を「山口県教育委員会 (以下「教育委員会」という。)」に改める。

第十二条の四第一項を次のように改める。

新たに採用された学校職員には、 特殊な専門的知識を必要とし、 月額二千五百円を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月の初日(採用の日が月の初日である かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに

ときは、その日)から、 五年以内の期間、 これらの日から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する

ては」、「、第六条の規定に基づき人事委員会の定める職を占める学校職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た 第十七条の三第一項中「又は第六条の規定に基づき人事委員会の定める職を占める学校職員」を削り、同条第二項中「特定管理職員にあつ

額」及び「それぞれ」を削る。

第十八条第三項を削り、 同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上

第十八条の三第一項及び第三項から第五項までの規定中「各任命権者」 を「教育委員会」 に改める。

第十八条の四第二項中「各任命権者」を「教育委員会」に改め、 同条第四項中「第十八条第六項」を「第十八条第五項」 ľ 「同条第六

項」を「同条第五項」に改める。

Ш

げる。

第十九条中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第二十条の二中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第二十二条中「取扱」を「取扱い」に、「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第二十三条第三項中「任命権者」を「教育委員会」に改める

別表第三イを削り、 同表口中「教育職給料表(二)」 を「教育職給料表(-)」 に改め、 同表口を同表イとし、 同表八中「数育職給料表(三)」 を「 教

山口県使用料手数料条例の一部改正)

ತ್ಯ

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。 別表第一の2の表一の項を次のように改める。

3

削除

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「教育職給料表①又は教育職給料表②」を「教育職給料表」に改める。

山口県警察本部」を「又は山口県警察本部」に改め、

「又は山口県立大学」を削る。

第八条第一項中「、

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

5 公立学校の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和四十年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正す

第二条を削る。

第三条中「実施機関」

を「山口県教育委員会 (以下「教育委員会」という。)」に改め、

同条を第二条とする。

第四条を第三条とする

Щ

第五条中「実施機関」 を「教育委員会」に改め、 同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、 同条を次のように改める。

(その他)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、 山口県教育委員会規則で定める。

(学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例の一部改正)

6 学校職員の勤務時間、 第二条第一項第一号中「学長、 休日、 休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。 校長、 教 授、 助教授」を「校長」 に改め、 助手」 を削る。

権者」を「教育委員会」に改める。 第三条第二項中「任命権者」を「山口県教育委員会 (以下「教育委員会」という。)」に改め、 同条第三項から第七項までの規定中「任命 平成十七年十月十一日発行平成十七年十月十一日印刷

発発

行行 人所

山山

口_口県... 知県 事庁

定価一箇月

金二千七百円 (送料共)

第五条、第七条第一項、

第九条、第十条、第十二条第三項、 第十六条及び第十七条中「任命権者」を「教育委員会」に改める。 第四条中「任命権者」を「教育委員会」に、「こえる」を「超える」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部改正)

7 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「教育職給料表□又は教育職給料表三」 を「教育職給料表」に、「これらの」を「当該」に改める。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

8 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和六十年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、 第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条の二を削り、 第二条の三を第二条の二とする。

報

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

9 般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成十四年山口県条例第五十号) の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第二十条の二第三項」を「第二十条の二第二項」に改める。

Ξ